

OHYC会員の皆様へ

メルボルンハウスのカード鍵使用に関するお知らせ

平成27年1月31日

OHYC事務局

メルボルンハウスの入口の鍵も新調され、その新たな鍵も専用ボックスで電子管理されています。
この専用ボックスを開錠するためのカード鍵(以下、ハウスカードと称します)の取扱いについて説明します。

1. ハウスカードの使用者については、マリーナ側から使用者を報告、特定して使用するよう求められています。

この点については次のとおりいたします。

- ① 運営上必要な正会員は指定して、これを報告します。
- ② 一般の正会員の方は一時使用の都度、申請することで特定し、報告の扱いとされます。

ハウスカード	・運営上の指定者	会長、副会長、事務局長、レース委員会、 メルボルンハウス管理委員会、 たけなわ艇管理委員会	計10名以内
	・一般の正会員	・正会員であること ・年会費等を正しく納付済みであること	※5枚用意

2. 一般の正会員のハウスカードの使用条件・手続について説明します。

(1) 使用資格は次の2つの事項をいずれも満たしていることとします。

- ① OHYCの正会員であること。
- ② 年会費等を正しく納付済みであること。

ハウスカードの一時使用ができるのは正会員に限りませんが、その権利行使には年会費等が正しく納付されていることが必要です。その為に、事務局では、会員の皆様からの会費の納付状況を確認して、3月末時点でのハウスカード使用資格者名簿を作成して、一旦、マリーナ側に報告いたします。

このハウスカード使用資格者名簿の作成基準日として、年会費の「納付期限」を設けることとしました。

従って、3月末までに納付がなければ、その時点での名簿には掲載されませんので、ハウスカードの使用が拒否されたり、会費納付の確認が取れるまで待たされる事態が発生しますので、ご注意ください。

(2) 使用期間

ハウスカードが貸し出された日を含めて、8日間とします。(例:日曜～日曜という意味です)

改めて申し上げますが、ハウスカードについては、あくまでマリーナ側からOHYCに貸し出されたものですので、一部の会員が長期間カードを使用し続けるという事態の無いようご注意ください。

正当な理由がなく長期間使用されたと見做される場合には、その後の使用を拒否することもあります。

尚、指定者においても、任期が満了となり次第返納となります。

(3) 一時使用の申請手続き

OHYCでは、ハウスカードの一時使用手続をマリーナ事務所に委託いたします。 そして、マリーナ事務所に「ハウスカード」と共に「一時使用申請ノート」を預けます。	
①	一時使用希望者は、マリーナ事務所にその旨を申し出てください。
②	マリーナ事務所から渡された一時使用申請ノートに必要事項を記入して、 OHYC会員証と共にマリーナ事務所に提出ください。
③	マリーナ事務所では、一時使用申請ノート、会員証と使用資格者名簿を突合して、 問題がなければ、ハウスカードを1枚貸し渡します。 マリーナ側では使用資格者名簿と一時使用申請ノートでもって使用者の特定とされます。
④	返却時には、マリーナ事務所にハウスカードを提示し、一時使用申請ノートに必要事項を 記載して、ハウスカードと共に提出してください。 郵送・宅配便等での返却は避けてください。
⑤	マリーナ窓口で内容確認の上、問題がなければ、これで手続は終了です。
注意：ハウスカードを8日間以上一時使用希望される場合、期限内に一旦返却手続の上、 改めて一時使用申請を行ってください。面倒ですが、この点は厳守下さい。	

(4) 注意

- ・マリーナ事務所の責任 マリーナ事務所での事務手続き受託については、会員の利便性を考慮して好意で受けていただいたものです。本来は OHYC が人や経費を掛けて行うべきものですので、先ず、この趣旨を十分にご理解ください。
- ★ 休業日、時間外 マリーナ事務所での事務手続は、マリーナ側の運営時間内のみで行われます。従って、マリーナ休業日や営業時間外(夜間等)には取扱いは行われません。休業日や早朝・夜間等に利用を計画する場合には、前もって、時間的余裕を見て、マリーナ事務所で一時使用申請手続きを取ってください。
- ・緊急での利用や特別な取扱 このような場合には、事務局又はメルボルンハウス管理委員会へ連絡・申出て、その指示に従ってください。

ご不便な点は残りますが、ご了解ください。

5. 新たな体制での取扱い開始時期 平成27年2月末頃を予定(追って、準備出来次第案内します。)

6. 本件に関する照会先 OHYC事務局 (藤本)

以上